

花田昌宣  
熊本学園大学水俣学研究センター長

---

***Precautionary principle and compensation for victims and sufferers:  
Face to the industrial pollution and disaster***

予防原則と被害補償：公害被害

---

この報告は、当初、昨年12月23日にマプタプット、ノンフェーブ寺院で開催されたワークショップでの三つの報告（Penchom氏のBST事故、宮北氏の岩国事故報告、中地教授のPRTR制度の課題）へのコメントとして準備されたものである。当日は時間の制限および参加者の性格から、この通りのコメントは行わなかった。これをリライトしたものは今回のレジュメである。3月のバンコクセミナーでの報告の素材の一つとして検討していただきたい。

***I 産業公害の発生に関する三つのステップ***

***Three steps against the industrial pollution and occupational accident***

Step1 産業公害の発生を予防する

Step1 Prevention of the outbreak

Step 2 産業公害による被害の拡大を防止する

Step2 prevention of the expansion

Step3 発生した被害について、被害者に対する補償、地域の再建

Step3 Compensation for the victims, recovery of the social and natural environment

事故が起きた場合

緊急対応

事故拡大防止  
被害者への補償  
再発防止

## **II MTP and Iwakuni 岩国はいかなる段階にあるか**

### **Where is the MTP issues?**

Step2 and step3

BST 事故や岩国での事故のみならず、MTP における公害問題は、上記のうちの第 2 及び第 3 段階にある。

## **III なぜ事故が繰り返されるか**

**Why did they make the same accidents?**

**Why do they repeat?**

企業の視点から

For the company

製造する製品は中間財であるので→消費者の評価を受けない

Products : intermediary goods, not consumption goods

Therefore it is not necessary to consider the consumer's reputation

この分野では、市場は細分化されており、競争要件はコストと製品の品質

Competitive condition : price and quality of the product at the world wide market of the intermediate goods which is very segmented.

したがって、日本(および欧)の企業：環境保全、安全にかかる費用を内部化してきた。すなわち、日本においては、住民の公害反対運動の結果、法律による規制によるコストを製品価格に転嫁。

i.e. Japanese and European Companies have internalized the cost for anti-pollution measure and security

They include these costs in the product price

## **IV 生産拠点の海外移転 産業開発の基盤**

MTP 工業団地の多くの工場は日本を始め外資系工場あるいは外資と地元資本との JV である。こうした生産拠点の海外移転についてはいくつもの要因が指摘さ

れる。

- (1) 労働力コストが安価で良質であること
- (2) 消費市場に近いこと
- (3) 環境規制、安全規制のゆるやかな国地域 コストの観点から
- (4) 政府による支援の期待できること：インフラ整備、安全、様々の優遇策

Consequence

Relocation of the plants

In searching

Cheap labour cost

Wage, labor conflict, labour legislation

Slack regulation on the environment

#### V 環境保全、安全にかかる費用とはなにか

事故は必ず起きるので→起きる確率を最小限にする

(あるいは生産、運転を停止する)

We can not avoid the accident,

→ stop the production

→ minimize the probability of accident

事故の予防、対策

人材 安全教育 サブコン労働者も含めて

製造工程の改善

使用原材料の改善

日常的な点検 工場の内部および外部

(以上のことは誰でも知っている、もちろん、会社も行政機関)

#### VI 結論と質問：しかし、事故や環境汚染が繰り返し起きるのはなぜか： HIA や RC がなされていなかったから起きたのか？

損害賠償の制裁的意味と HIA や RC が効果を有するための条件を考えてみよう  
HIA や RC などに基づく情報提供がなされたとしても、それが住民などのステークホルダーに理解されなければならない。また、その情報に基づくステーク

ホルダーの発言への対応が、企業や担当官庁からなされ、それが実施に移されるための担保が必要であろう。

MTP のケースでの企業による EIA,HIA レポート、コミュニティリーダーらに対する説明会と便宜供与（食事会、奨学金制度、BTS 事故後の「見舞金」の配分、さらに学校への危機提供なども含めることができよう）

それは、市民社会原則（民主主義と公民権の保障）をベースとし、市民的公共性に基づく対話の場が実質的の保障されなければならないであろう。

これをふまえると水俣（企業城下町）では、保障されてこなかったことが考えられる。また、MTPにおける住民登録のない人口も考慮に入れる必要がある。

さらに、MTPにおけるケースを考え、提言的に述べると次のようになるのではないか。

## 1 企業に対するペナルティが弱いためではないか

MTP では環境破壊とそれによる健康被害、工場の事故、有毒物質の漏えいなど被害や事故が発生している現状で、何が可能か。

公害や事故を起こしても低額の賠償であれば、繰り返される。

## 2 被害の補償を十分にすることが重要だろう

つまり、被害補償による制裁的意味を持たせる。

水俣病を引き起こしたチッソはこれまでに約 3000 億円（ Bts）の賠償金を支払った。1959 年には一人 10 万円の年金のみ。→工場は操業を続け、被害は拡大に、新潟で第二の水俣病が起きた。

十分な損害賠償をすることは、企業行動への規制力となりうる。

## 3 punitive damages（制裁的損害賠償）の請求は？

アメリカで認められている

日本では法体系が異なるので認められていないが、高額の賠償が制裁的意味を持つことがある。（自動車メーカーの部品不良による事故）

## 4 HIA や RC、あるいは予防原則などははたして有効か

有効であるための条件

（法制度の整備が前提であることは当然の条件として）

住民の健康被害、労働者の災害に対する損害賠償をさせることはできないのだろうか。

企業の行動に関する理解が必要

CSR、RC など形式的な言葉だけでは変わらない

MTP では住民による損害賠償請求がなされていないと聞いたが、すでに被害が発生している以上、そこを止めないことにはHIA もRC も無力なのではないか。公害による健康被害や工場の事故が被害者に対する損害賠償で高額のコストがかかるとするならばそれは企業に対する抑止力となりうる。

また有毒物質の不法投棄や漏えいに対するペナルティ(罰金)が繰り返しを抑制するほどに厳格であれば、抑止力として機能するであろう。

HIA,RC などとはこれらと連動して機能する。法規制のないところ、あるいは法規制違反への制裁のないところではどれほどの意味があるのだろうか。

いっぽう、予防原則のための様々な方法や政策が、企業にとって意味があるとなれば、予防できなければコスト高になること、あるいは政府にとっては工場が(資本が)他国に流出するという条件が認識されることにあると考えられる。

以下は時間があれば

別の問題：情報公開の問題

いかなる情報がどのように提供されるのか

公害規制の問題：公害規制や安全基準を守ることが、企業にとって重要であり製造品の品質の向上につながるという認識をもちうるのか

公害企業の立地がコスト高になれば、外国資本は外の地域に移転する可能性がある。タイの経済発展の根幹をなす国策プロジェクトとして位置づくMTP(およびEastern Seaboard IE)であればこそ、国策そのものが問われることとなる。

これにこうする道があるとなれば、国際的な監視の目と情報の交換、環境規制に関する国際スタンダードが必要となろう。